

平成 21 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 新 日 本 理 化 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 藤本 万太郎
(コード 4406 大証第1部)
問合せ先 常務取締役財務本部長 加藤 純
(TEL. 06-6202-0624)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 29 日開催予定の第 137 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日付で施行され、上場株式は一斉に株式振替制度により取り扱われること（以下「株券電子化」といいます。）となりましたので、これに対応するため、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法第6条の定めにより、当社は、株券を発行する旨の定めを廃止したものとみなされておりますので、現行定款第7条（株券の発行）を削除し、あわせて現行定款第8条以下の条数を1条ずつ繰り上げるものであります。
- (2) 株券電子化に伴い、1単元に満たない数の株式に係る株券を不発行とする規定は不要となりますので、現行定款第9条第2項を削除するものであります。
- (3) 決済合理化法附則第2条に基づく「株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）」の廃止に伴い、実質株主に関する規定は不要となりますので、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除するものであります。（現行定款第10条および第11条第3項）
- (4) 株券電子化に伴い、平成21年1月5日以降は新たに株券喪失登録ができなくなりましたので、株券喪失登録に関する文言を削除するものであります。（現行定款第11条第3項）
- (5) 株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (6) その他、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 29 日（月曜日）
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 29 日（月曜日）

以 上

【別 紙】

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) <u>第7条</u> 当会社の株式については、株券を発行する。 (自己の株式の取得) 第8条 (条文の記載省略) (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当会社の単元株式数は、100株とする。 <u>② 当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式にかかわる株券は発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u> (単元未満株式についての権利) 第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外を行使することができない。 ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人) 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 第12条～第50条 (条文の記載省略) (新 設)	(削 除) (自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり) (単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。 (削 除) (単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人) 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 第11条～第49条 (現行どおり) 附 則 第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって削除するものとする。